

皆さまの「応援したい！📣」が

共生社会を実現する！



2023年

デフスポーツ・サポーター募集！

デフスポーツを通してきこえない人とこえる人が共に暮らせる社会へ！

※「Deaf」は英語で耳がきこえない人という意味です。

私たちの取り組み

- 1 デフスポーツの啓発、普及
デフアスリートの競技環境向上や、理解促進のため様々な啓発活動を行っています。
- 2 スポーツ手話通訳者等の育成
スポーツ手話通訳者の養成や、デフアスリートの支援の輪を広げる取り組みをします。
- 3 全国ろうあ者体育大会（夏季・冬季）開催
50年以上にわたり、「全国ろうあ者体育大会」を毎年、開催しています。
- 4 デフリンピックやアジア大会等、国際大会に選手団派遣
きこえない選手のオリンピックといわれる「デフリンピック」等に、選手派遣や支援をします。
- 5 デフリンピック等国際大会の支援基盤の整備
世界最高峰の大会を全国各地で盛り上げていきます。

お問い合わせ先

一般財団法人全日本ろうあ連盟 スポーツ委員会

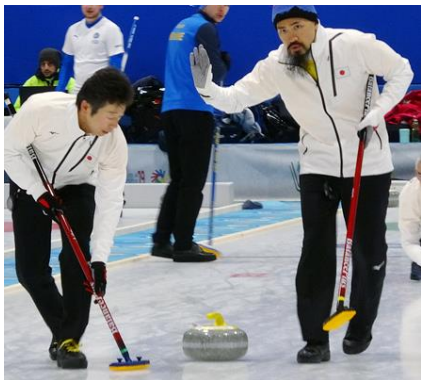


<https://www.jfd.or.jp/sc/> E-mail : jfd-sc-supporter@jfd.or.jp

〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階

TEL : (03)3268-8847 FAX : (03)3267-3445

皆さまに知ってほしいこと



デフスポーツの競技ルールは、通常のスポーツとほぼ同じです。ただ、きこえない人には「目に見えないハンデ」があるため、例えば、陸上競技ではスタートの出発音を、ピカッと光る『フラッシュランプ』で知らせます。デフアスリートには、視覚的な情報保障や手話言語によるコミュニケーションが必須！ だからこそ、きこえない選手同士が競い合うことに意義があるのです。

デフスポーツ・サポーター 制度について



2020東京オリンピック・パラリンピックをきっかけに、心のバリアフリーが推進され、パラスポーツへの関心が高まっています。

しかし、きこえない人を取り巻く社会障壁やコミュニケーションバリアの解消は進んでおらず、デフスポーツの認知度や支援はまだまだ足りないのが現状です。

私たちは、デフアスリートへの支援や競技環境の向上を通して、きこえない選手や子どもたちの可能性を広げ、デフスポーツの発展をめざしています。

その取り組みに、ご理解とご賛同をいただける皆さまに、サポーター入会をお願いしています。

ぜひ、私たちと一緒に『共生社会の実現』に取り組みませんか！

< サポーター区分 >

企業 / 法人	年登録料 1口 10万円
※ 民間団体	年登録料 1口 3万円
個人	年登録料 1口 3,000円

◎ 登録年度は 2023年 1月 1日～12月31日です。
◎ サポーターの皆さまには登録証を贈呈いたします。
◎ サポーターのお申し込みは下記の二次元コードを読み取って、フォームからお願いいたします。

- ※ 町内会・PTA・学生サークルなど
- ※ 当法人は一般財団法人のため、個人のご寄付に対する所得税の控除はありません

デフスポーツ・サポーター 申し込みの流れ



← 左の二次元コードを読み取る

<https://www.jfd.or.jp/sc/supporter>



← 上手く読み取れない方はこちらから

Googleフォームより必要事項を入力し送信ください

サポーター登録料を下記のいずれかの振込先へご入金ください（振込手数料はご負担ください）

入金を確認できた方へ、後日 領収書及び登録証をメールでお送りいたします

【デフスポーツサポーター 登録料 振込口座】

みずほ銀行 江戸川橋支店 普通 3043381
一般財団法人 全日本ろうあ連盟 理事長 石野富志三郎
イッパンザイダンホウジン ゼンニホンロウアレンメイ
リジチョウ イシノフジサブロウ

ゆうちょ銀行 11320-11776811
一般財団法人 全日本ろうあ連盟
イッパンザイダンホウジン ゼンニホンロウアレンメイ

個人情報の取り扱いについて

当サポーター申込みでご記入いただいた個人情報は、当連盟担当部門で安全管理を徹底し、厳重に管理してまいります。当連盟は個人情報を下記の目的に利用し、ご本人様の事前の同意なく、当該目的を越えて利用することはいたしません。

（お客様の個人情報の利用目的）

ご記入いただきましたお客様の情報（住所、氏名等）は、当サポーターに関する発送業務（例：登録証等）・連絡業務（例：サポーター継続のお願い等）にのみ使用いたします。お客様の情報につきましては、サポーターを退会、またサポーター期限を1カ月過ぎた後、次第、適切に破棄いたします。

また、個人情報は、ご本人様の事前の同意がある場合、法令による場合、または裁判所、警察等の公的機関から開示を求められた場合を除き、第三者に提供いたしません。